

平成 17 年 2 月 17 日

都道府県から各種団体に拠出する分担金等のあり方の検討について（骨子）（案）

1. 課題

近年の厳しい財政状況の中、都道府県は毎年予算編成に当たって、シーリングの設定により各種経費の抑制を図っているところである。

このような状況において、各種団体に拠出する分担金等もこのシーリングの対象外とすることは最早避けられない状況になっている。

各種団体に対する分担金等が多額にのぼり、都道府県財政を圧迫する状況を踏まえ、それぞれの団体の役割をも見極めつつ、これに対する分担金等のあり方を検討する時期に来ているものと考える。

2. 検討内容

- ・「法令などによらない分担金等処理要領」（昭和 27 年全国知事会制定）
- ・「法令によらない分担金等の整理要領」（昭和 44 年全国知事会制定）
- ・「法令外分担金等の処理基準」（昭和 51 年全国知事会制定）
- ・都道府県から見た対象団体とその役割（別添「法令などによらない分担金等の拠出を認められた団体等調べ」）

3. 組織

特別委員会を設置する。

（構 成）佐賀県を含む各ブロックからの推薦によりおおむね 7 名程度とする。

（委員長）本会規約に従い委員の互選により選任する。

（幹事会）特別委員会に専門員（各県関係部長）を置き幹事会を組織する。

（事務局）委員長県と協力しながら全国知事会総務部が行う。

4. スケジュール

- ・平成 17 年 2 月 正副会長会議で特別委員会の設置を提案
- ・ 3 月 正副会長会議で特別委員会の設置を決定
- ・ 4 月 特別委員会及び幹事会立ち上げ
- ・ 5 ~ 6 月 実態調査
- ・ 7 ~ 9 月 集計及び検討
- ・ 10 ~ 11 月 検討結果のとりまとめ
- ・ 11 ~ 12 月 全国知事会議で平成 18 年度に向けての対応を決定